

八尾空港エコエアポート協議会規約

制定 平成20年3月13日

改正 平成26年10月9日

(名 称)

第1条 本協議会は、八尾空港エコエアポート協議会（以下「エコ協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 エコ協議会は、空港の活動を通じた総合的な環境問題（地球・地域環境問題、循環型社会形成等）への取り組みを推進、実現するため、「八尾空港環境計画」を策定し、多様な環境対策に取り組むことを目的とする。

(協議等の事項)

第3条 エコ協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討し、協議する。

- (1) 八尾空港環境計画の策定
- (2) 空港環境計画に基づく施策への取り組み
- (3) 空港環境計画に基づく施策の達成状況
- (4) 関係者等への必要な教育や啓発活動
- (5) その他、エコ協議会の目的を達成するための必要な事項

(構 成)

第4条 エコ協議会の構成員及び会長並びに事務局は、八尾空港環境計画第2章に定めるものとし、会長はエコ協議会を代表し会務を総理する。

(エコ協議会)

第5条 エコ協議会は、少なくとも年1回は開催することとし、第3条のほか、次の事項を審議する。

- (1) エコ協議会規約の改廃に関すること。
- (2) エコ協議会の運営に関すること。
- (3) その他重要事項に関すること。

(その他)

第6条 エコ協議会において議決を必要とする場合は多数決による。

第7条 エコ協議会は、八尾空港協議会に併せて開催することが出来る。

附 則

1. この規約は、平成20年4月1日から適用する。